

人権擁護委員を 紹介します

人権擁護委員は、地域の皆さまからの、人権に関する相談に応じています。

- ・いじめ、体罰を受けた
 - ・暴行、虐待を受けた
 - ・差別を受けた
 - ・名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
 - ・セクシュアル・ハラスメントを受けた
 - ・インターネット上で誹謗中傷された
- などの悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。面接、電話、インターネットなどで相談を受け付けております。

【お問い合わせ先】

和歌山地方事務局御坊支局
 (☎22・0335)
 日高町社会福祉協議会
 (☎63・2751)
 住民生活課
 (☎63・3800)



上谷 眞由美さん(池田)



塩崎 貢さん(比井)



楠原 晃紹さん(上志賀)

人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

2月20日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

【お問い合わせ先】

日高町社会福祉協議会
 (☎63・2751)

野焼きは法律で 禁止されています

家庭ごみの野焼きは、『廃棄物の処理および清掃に関する法律』により禁止されています。

違反した場合は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられます。

野焼き禁止の例外として規定されているものには、農林漁業に関するやむを得ない焼却等があります。

焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やして煙たい」「洗濯物に臭いがついて困る」などの苦情の原因となる場合がございます。

田畑等でやむを得ず焼却をする場合は、

- ①煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の量にとどめる
- ②風向きや強さ、時間帯を考慮する
- ③事前にご近所に日時等を説明する

などご配慮をお願いします。みんな協力して、快適な生活環境の維持に努めましょう。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎63・3800)

埋蔵文化財包蔵地内における 土木工事等の手続きについて

住宅建築・工事等をする 場合の事前相談・照会

住宅建築や土木工事等を計画される場合、事前に埋蔵文化財包蔵地に該当するかを和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図で確認する必要があります。

所在地図は、日高町教育委員会で閲覧できるほか、和歌山県のホームページでも公開しています。工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会はできるだけ早い時期にお願いします。

埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

埋蔵文化財包蔵地内に該当する場合、町教育委員会に工事着手60日前までに所定の届出書(文化財保護法第93条第1項)を2部提出する必要があります。

届出書は、町教育委員会を経由し、県教育委員会に進達され、後日、県教育委員会から事業内容に基づき、次のいずれかの指導が届出者に伝達されます。

この間、工事に着手することはできません。

確認調査

工事に先立ち試掘調査を行います。その結果、遺跡に影響があると判断された場合、届出者と町教育委員会で協議し、施工方法の変更などをお願いすることになります。変更が難しい場合は、記録保存のための本格的な発掘調査を実施することになります。

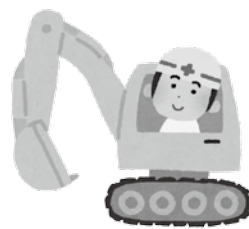
工事立会

遺跡への影響が軽微である場合や範囲が狭小である場合、町教育委員会および県教育委員会の担当職員が立ち会い、状況に応じての対応となります。

慎重工事

遺跡への影響が無いと推定された場合、立会や調査は行いませんが、埋蔵文化財包蔵地内であることを認識した上で、慎重に工事を行っていただきます。

もし遺物を発見した場合は、直ちに工事を中断し町教育委員会へ連絡をお願いします。



提出書類

1. 埋蔵文化財発掘の届出書(指定の様式)
2. 届出物件の位置図・付近見取図
3. 届出物件の配置図
4. 基礎の掘削状況がわかる図面(基礎伏図・基礎仕様書等)
5. 浄化槽埋設等がある場合はその概要図

※提出部数 2部

閲覧方法

○ホームページで閲覧される場合

和歌山県教育委員会文化遺産課
和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/maizou.html>



○直接閲覧される場合

工事予定地の地図(住宅地図等)をご持参のうえ、日高町教育委員会までお越しください。

【お問い合わせ先】

教育委員会生涯学習係
(2633・3812)

